

茨木市附属機関設置条例（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第2条 執行機関の附属機関として別表左欄に掲げる附属機関を置き、その担任する事務は同表右欄に定めるとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事務
茨木市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置及び公正・中立性の確保並びに地域密着型（介護予防）サービスの指定基準並びに同サービス事業者の指定及び適正な運営についての審議に関する事務

茨木市規則第58号

茨木市地域包括支援センター運営協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第3条の規定に基づき、茨木市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係者
- (2) 介護保険のサービス事業者及び介護予防サービス事業者
- (3) 介護保険サービス及び介護予防サービスの利用者
- (4) 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者
- (5) 地域における権利擁護又は相談業務を担う関係者
- (6) 地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。